

## 帝京科学大学動物実験に関する実施要項

### (目 的)

**第1条** この要項は、帝京科学大学動物委員会規程に基づき、動物実験を科学的かつ倫理的に実施するため、動物実験を計画し、実施する際に遵守すべき事項を示したものである。この要項は、本学で行われる全ての動物実験に適用される。

### (動物実験)

**第2条** この要項において動物実験とは、教育又は研究の目的で別表1の(A)に定める動物を飼育、保管、処置及び処分することをいう。

### (実験動物)

**第3条** この要項において実験動物とは、動物実験等のため飼育している哺乳類、鳥類、爬虫類及び両生類に属する動物をいう。

### (施設、設備、組織の整備)

**第4条** 本学の学長は、動物実験を適正かつ円滑に実施するために、動物実験のための施設、設備の整備に努めるとともに、動物実験に必要な組織体制の整備を図らなければならない。

### (実験計画の立案)

**第5条** 実験者は、実験計画の立案に当たって、動物実験の範囲や使用動物数を研究目的にとって必要な最小限度にとどめるため、適正な実験動物の選択、実験方法及び飼育環境条件等について十分検討しなければならない。また必要に応じ、委員会の助言等を求め有効かつ適切な実験が行えるようにする。なお、動物を使わない研究方法の可能性も検討すべきである。

2 実験者は、供試動物の選択に当たって、実験目的に適した動物種を選択すべきである。また供試動物の遺伝学的、微生物学的品質、入手前の育成環境等も考慮する必要がある。特に微生物学的品質の選択に関しては、実験動物管理者の指示に従い、周囲の健康な動物や実験者に感染症を起こすことのないように注意する。

3 実験者は、動物実験を行うに当たっては、委員会の審議を経た後学長の承認を受けなければならない。承認の手続については、別に定める。

### (動物の検収と検疫)

**第6条** 実験者は、動物の発注条件、異常、死亡の有無等を確認し、所定のケージ又は容器に収容した後、給餌、給水等の適切な処置を講じなければならない。また、実験者は、必要に応じ、動物の検疫を実施しなければならない。

### (実験操作)

**第7条** 実験者は、実験操作に当たって、適正な保定、麻酔等の手段により動物に無用の苦痛を与えないよう配慮すべきである。麻酔方法の選択等に関し、必要な場合、実験者は、委員会の助言を求めるものとする。

**(実験終了時の動物の処置)**

**第8条** 実験者は、実験計画に基づいて動物を死亡させ、あるいは実験終了、中断によって不要となった動物を処分する場合は致死量以上の麻酔薬投与、頸椎脱臼、炭酸ガス吸入等によって速やかに苦痛から開放させなければならない。

2 実験者は、死体の保管に当たっては冷凍庫を使用するなどして、悪臭の発生、病原体による環境汚染等の防止に努めなければならない。

3 実験者は、実験終了後は速やかに「動物実験終了報告書」を提出しなければならない。

**(安全管理等特に注意を払う必要のある実験)**

**第9条** 物理的、化学的、生物的に危険な物質（放射性物質、病原体、組換えDNA、発癌物質、その他の安全性未確認物質等）を扱う動物実験においては、実験者は人の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染により動物が障害を受けたり、実験結果の信頼性が損なわれたりすることのないよう、十分に配慮する必要がある。なお、実験施設の周囲の汚染防止については、施設、設備の状況を踏まえつつ、特段の注意を払う必要がある。

**(教育訓練等の実施)**

**第10条** 学長は、動物実験実施者の資質向上を図るために定期的に教育訓練を実施する。

**(本要項への適合性に関する自己点検・評価及び検証)**

**第11条** 学長は、動物実験の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、本要項への適合性に関して点検及び評価を実施する。

**(情報公開)**

**第12条** 学長は、本学における動物実験に関する情報（要項の制定、点検・評価結果等）を適切な方法により公表する。

**附 則**

1 帝京科学大学動物実験に関する指針（平成4年10月14日制定）は、平成22年3月31日を持って廃止する。

2 この要項は、平成22年4月1日より施行する。

## 別表 1

## 教育又は研究の目的による動物の分類

(A)生理・解剖系の実験（行動生理を含む）に供される動物	
(A-1)	従来 of 確立された実験動物 （実験動物舎で飼育される動物：Laboratory animal）
(A-2)	その他の実験動物 （実験動物舎に収容することが特に必要とされない動物）
(B)愛玩、伴侶に関する目的で飼育される動物	
(C)動物個体の保護観察等の目的で飼育される動物	